

事例に  
学ぶ

# 『ケース別事業承継』の進め方

昨年4月より創設・拡充された特例事業承継税制では、納税猶予の対象となる株式の割合が100%に引き上げられ、雇用確保要件も実質撤廃されるなど、非常に使いやすくなっています。ただし、この制度を活用するには、検討・準備しておかなければいけない事前の準備が欠かせません。

本セミナーでは、特例税制を中心に事業承継税制を改めて整理するとともに、特例税制適用のための事前準備やリスク、スケジュールなど手続の実際について事例をあげてわかりやすく解説します。自社の状況にあった事業承継の準備や判断の参考になることは確実です。ぜひご参加ください。



■日 時： 2019年11月29日（金） 午後2時～4時

■会 場： タワーホール船堀 4階 研修室 江戸川区船堀4-1-1 都営新宿線「船堀」駅北口すぐ

■講 師： 税理士 田口 操 氏（税理士法人田口パートナーズ会計 代表社員）



■講師略歴：1960年生まれ。1990年田口税務会計事務所設立。2011年税理士法人設立。江東区・江戸川区・葛飾区等の企業を対象に身近な経営アドバイザーとして、また、金融機関他、様々な担当者・経営者向けセミナー講師として活躍中。税理士、社会保険労務士、行政書士。

■内 容： 1. 特例事業承継税制を受けられる条件  
2. 特例適用のために必要な事前準備と手続き  
3. 具体的なケースとその対応 など

■定 員： 経営者、後継者等 70名（先着順）

【問い合わせ】東京商工会議所江戸川支部 TEL：5674-2911  
<http://www.tokyo-cci.or.jp/edogawa/>

お申し込み ①WEB：「東商江戸川支部」で検索 『イベント・セミナー情報』内  
②FAX：03-5674-2997

## 参加申込書

・定員に達し次第締め切りとなります。（参加できない方にのみご連絡申し上げます。）  
・ご記入いただいた情報は、当該セミナーに関する連絡・記録のために使用します。→情報提供不要の時は  
また、東京商工会議所からの各種情報提供のために使用する場合があります。 下記口に✓してください  
・受講券は発行しませんので、当日本状をお持ちのうえ、直接会場にお越しください。 情報提供不要

会社名	TEL( ) FAX( ) E-mail( )
所在地	〒
参加者氏名	所属・役職 氏名
従業員数	1. 10名以下 2. 11～50名以下 3. 51～100名 4. 101～300名 5. 301名以上
産業分類 (主なもの一つだけに○印)	1. 建設業 2. 製造業 3. 情報通信業 4. 運輸・倉庫業 5. 卸売業 6. 小売業 7. 金融・保険業 8. 不動産業 9. 飲食店・宿泊業 10. 医療、福祉 11. 教育、学習支援事業 12. サービス業 13. その他( )
東京商工会議所 加入状況	会員(会員番号 ) ・ 未加入



切り取らずに、FAX：03-5674-2997 までご返信ください。